

吾妻郡東吾妻町告示第 89 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本町区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、告示する。

この処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成25年10月 3日

吾妻郡東吾妻町長 中 澤 恒 喜



# 変 更 調 書

| 大 字 | 字     | 地 番     |
|-----|-------|---------|
| 三 島 | 根古屋ワグ | 5 0 4 0 |

上記区域（同区域に隣接する道路である町有地の全部を含む。）及び大字三島字根古屋ワグ5038に隣接する道路である町有地の全部を大字三島字細谷に変更する。

## 変 更 理 由 書

町営細谷土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた結果、字の区域を変更する必要が生じたため。

## 事 業 の 概 要

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 1 事業名  | 町 営 細 谷 土 地 改 良 事 業   |
| 2 事業主体 | 吾妻郡東吾妻町               |
| 3 事業年度 | 平成 2 1 年度 ～ 平成 2 5 年度 |
| 4 事業面積 | 1 4 . 0    h a        |